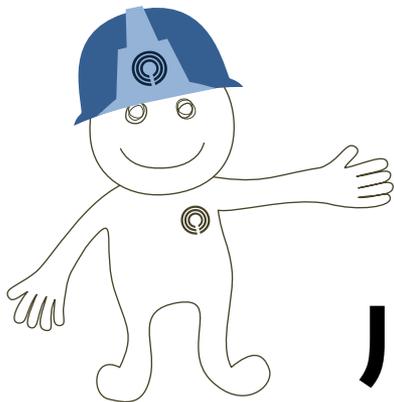


災害に備える

～災害に対する計画と知識～



川崎市健康福祉局危機管理担当

本日の次第

- 災害対策関係の各種計画について
- 洪水・土砂災害のリスクについて
- 災害時情報共有システムについて
(国システム、川崎市独自システム)

お知らせ

災害対策関係の各種計画について

設置運営基準に係る業務継続計画（BCP）

及び非常災害対策計画等の策定

防災関係各種計画について

業務継続計画(BCP)(指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準等、各サービス種別の省令)

- ・指定をうけて介護保険サービスを実施する施設・事業所においてサービス毎に作成義務有
(令和3年4月改正)
- ・令和6年3月31日まで経過措置あり。

非常災害対策計画(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等、各サービス種別の省令)

- ・指定をうけて介護保険サービスを実施する施設・事業所のうち、施設系サービス・通所系サービスについてサービス毎に作成義務有
- ・今年度改正により、訓練への地域住民の参加が努力義務化

避難確保計画(水防法等)

- ・非常災害計画作成対象のうち、市町村地域防災計画に規定された施設・事業所(川崎市洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップの被災想定区域に該当する施設・事業所)について作成義務有
- ・作成したものを川崎市(危機管理室)に提出義務有

消防計画(消防法)

- ・入所施設(短期入所・GH含む)の場合、収容人員が10人以上、通所施設の場合、収容人員が30人以上の施設について、作成義務有。
- ・作成したものを消防署に提出義務有

業務継続計画（BCP）について

(1) 概要

BCP(ビー・シー・ピー)とは Business Continuity Plan の略称で、業務継続計画などと訳されます。

新型コロナウイルス等感染症や大地震などの災害が発生すると、通常通りに業務を実施することが困難になります。

まず、業務を中断させないように準備するとともに、中断した場合でも優先業務を実施するため、あらかじめ検討した方針、体制、手順等を示した計画の事です。

<令和3年4月から策定の義務化(経過措置として令和6年3月31日までは努力義務化)>

(2) 作成対象

指定介護保険サービスを提供する全施設・事業所

(3) 作成にあたって

厚生労働省のホームページに公開されている介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等を御確認いただき、作成する。

・介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

・介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

非常災害対策計画について

(1) 作成対象

次のサービスを実施する施設・事業所：施設系サービス、通所系サービス

(2) これまでの規定内容と令和3年度の変更点

基準	現行	今回改正
①消火設備その他非常災害に必要な設備を設ける	義務	義務
②非常災害に対する具体的な計画作成	義務	義務
③非常災害計画の発生時の関係機関への連絡体制の整備と定期的な従事者への周知	義務	義務
④避難訓練の実施	定期的	定期的
⑤救出その他必要な訓練の実施	定期的	定期的
⑥訓練(④、⑤共に)への地域住民の参加	(規定なし)	努力義務

避難確保計画について

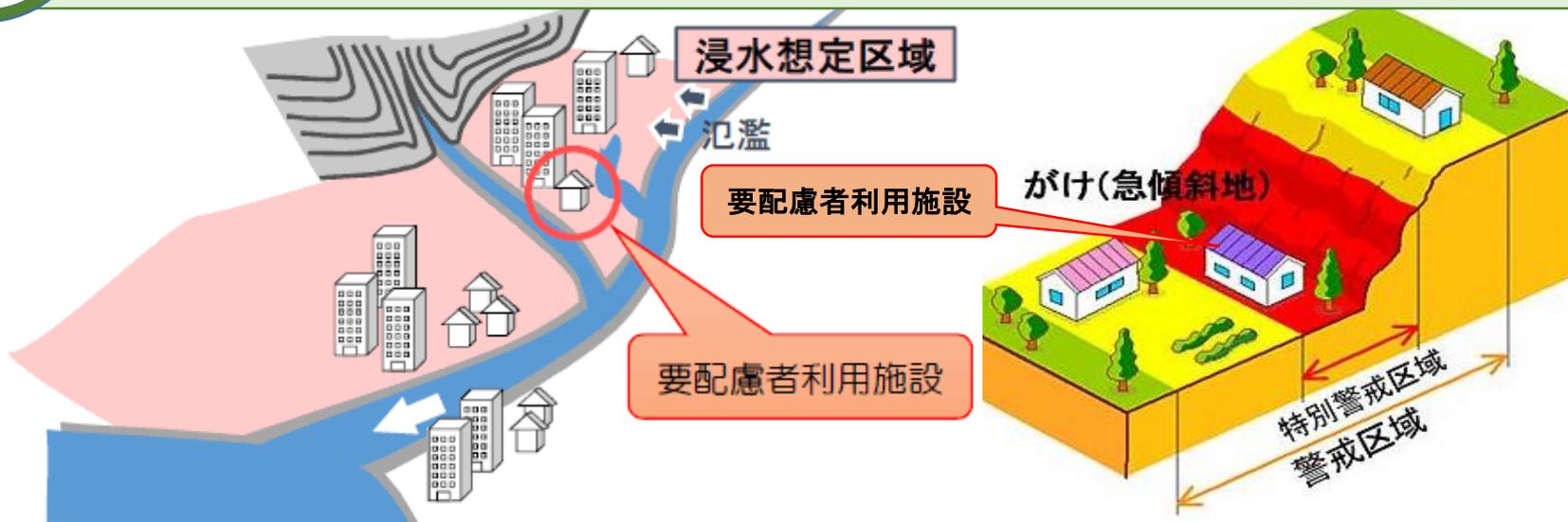
要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、
『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント！

浸水想定区域や土砂災害警戒区域の要配慮者利用施設の管理者等は
避難確保計画の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。

ポイント！

令和3年の法改正で、避難確保計画に基づいた**避難訓練を実施した
場合**、その結果を**市町村長に報告**することが**義務化**されました。



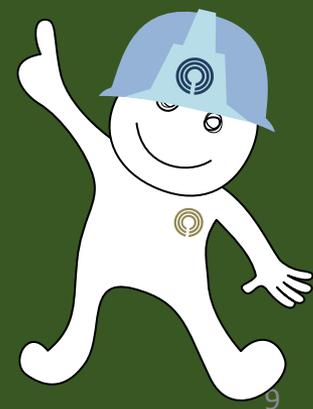
計画作成の手引きやひな形を用意しています。詳しくは川崎市ホームページでご確認ください

出典：国土交通省資料 抜粋・一部加工

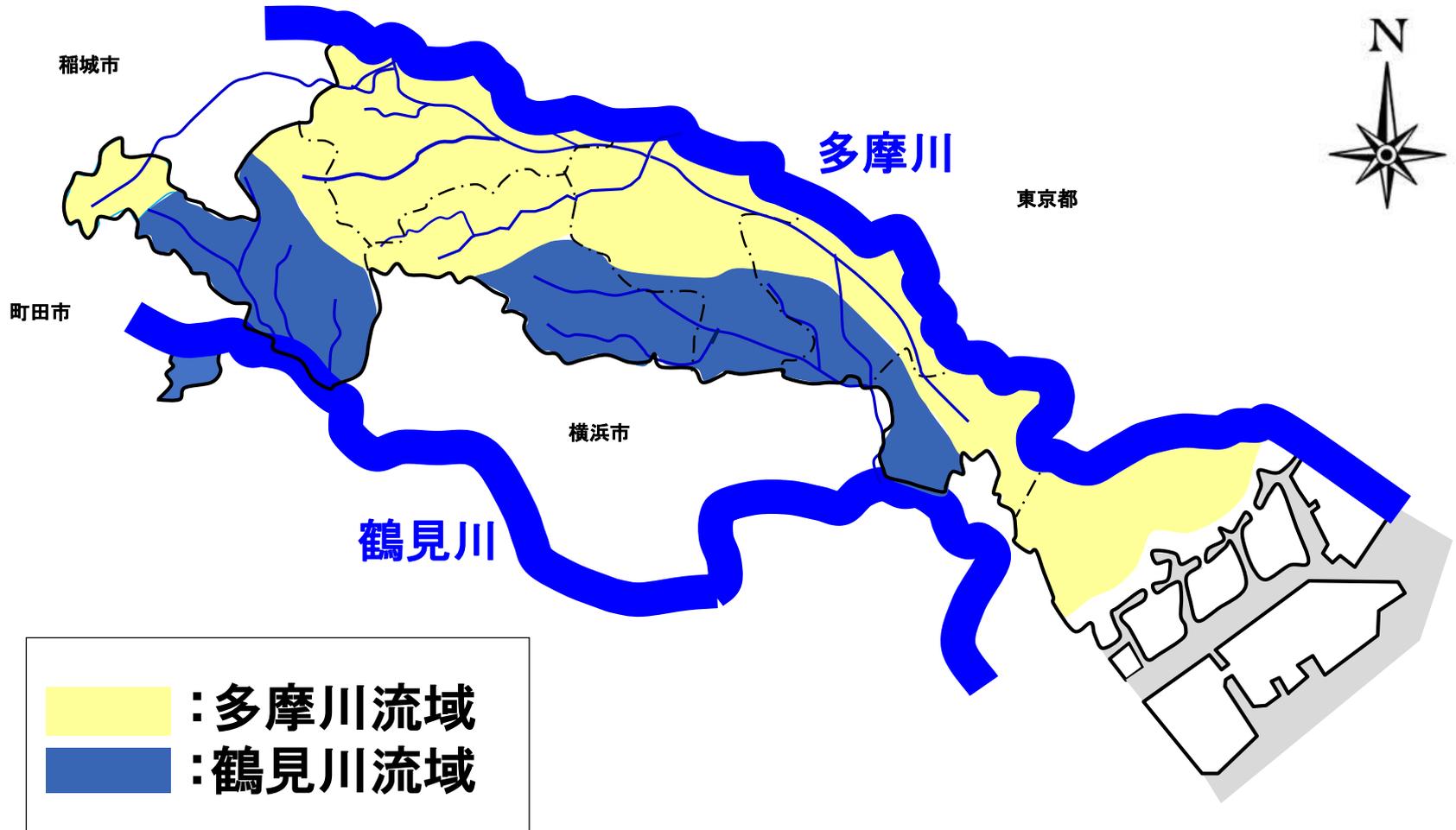
各種計画に関するお問い合わせ先について

- **業務継続計画(BCP)・非常災害対策計画**
健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課
TEL:044-200-2910
- **避難確保計画**
総務企画局危機管理室初動担当
TEL:044-200-2841
- **消防計画**
管轄消防署予防課

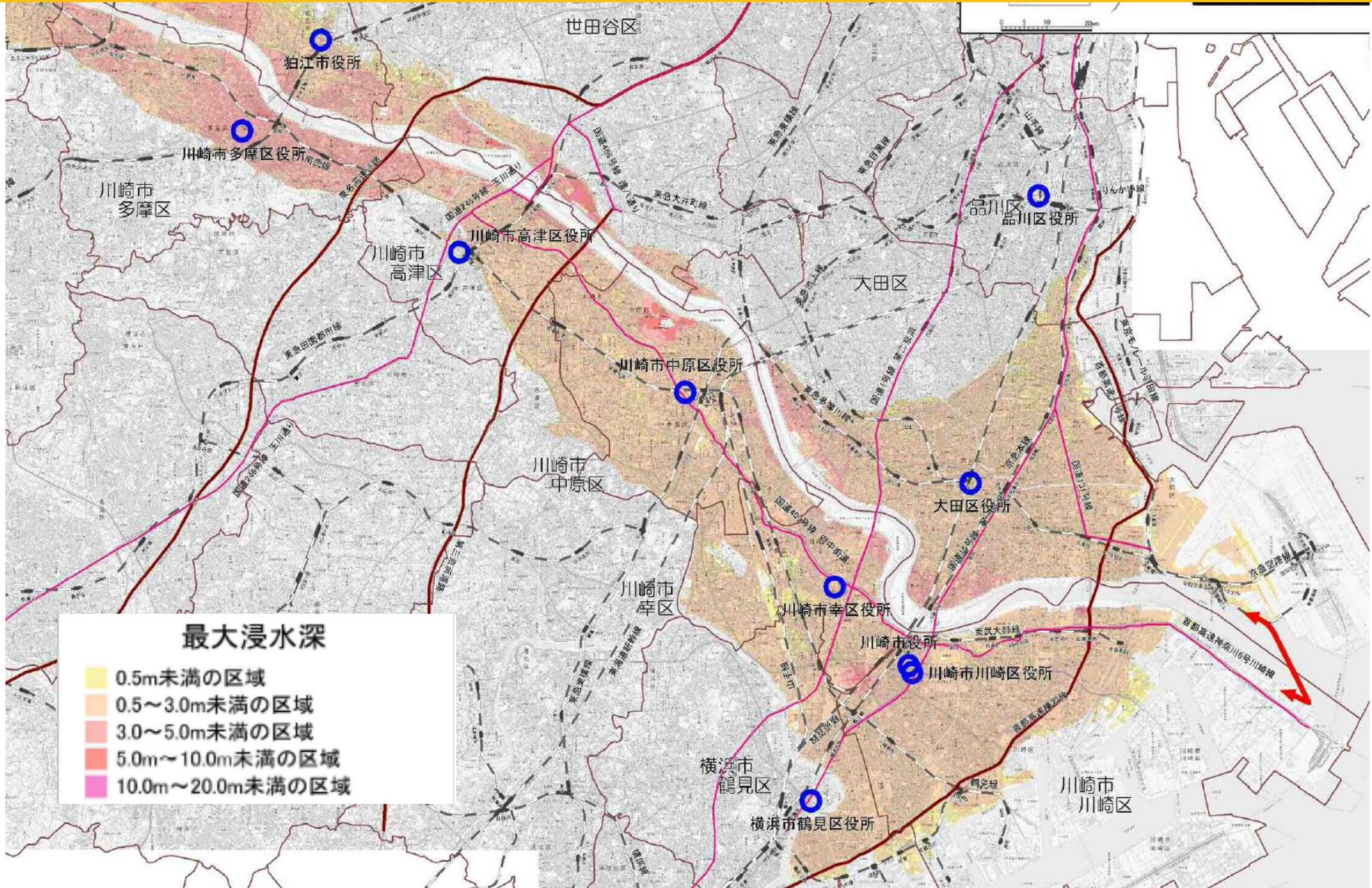
洪水のリスク



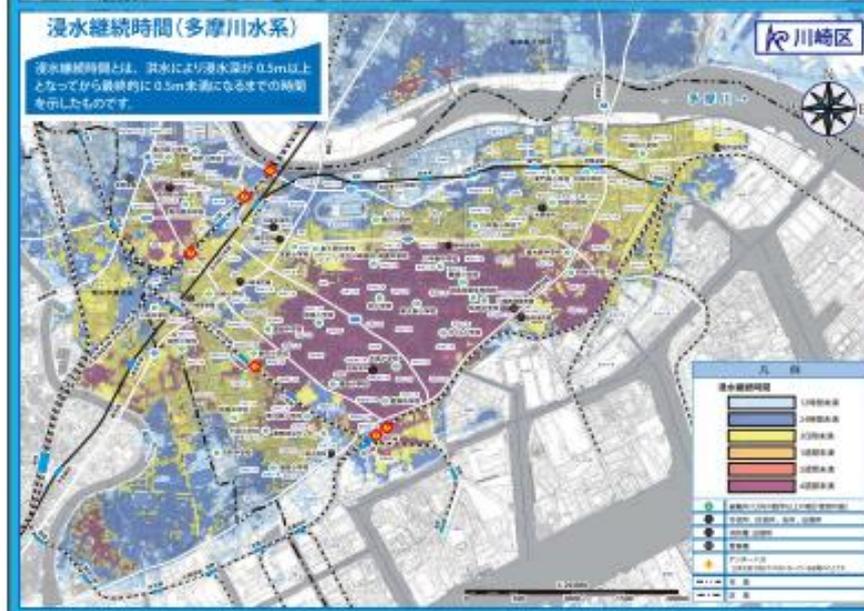
川崎市の水系



多摩川浸水想定

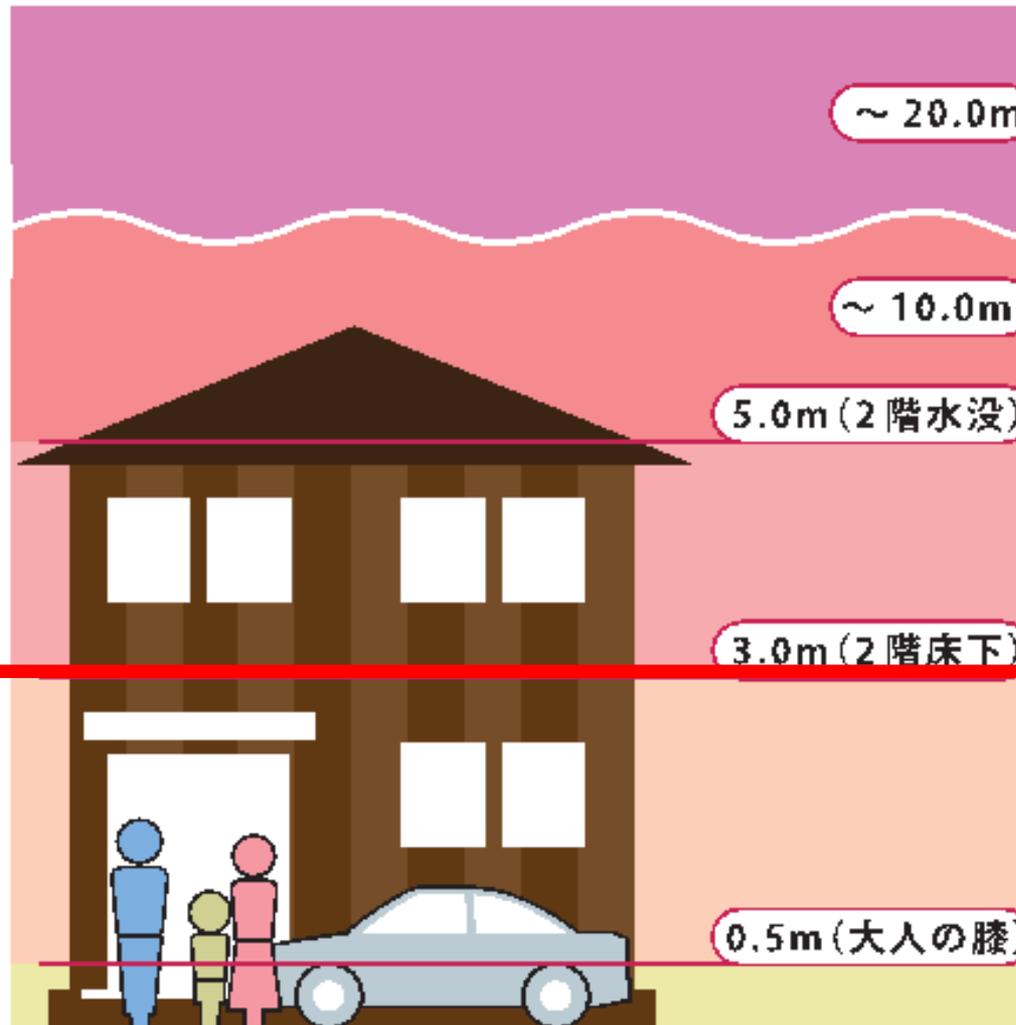


浸水ハザードマップ (例：川崎区)



洪水ハザードマップ（浸水深）の見方

浸水深の目安



家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)

洪水浸水想定区域(多摩川水系)

洪水浸水想定区域とは、河川が氾濫した場合に、浸水が想定される範囲、深さを示したものです。

想定雨量 588mm(2日間)

東京都大田区

川崎市



家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)とは・・・
 河川の氾濫が発生した場合に、標準的な木造家屋の流出等の危険性がある区域の目安を示すものです。

凡 例	
○内の数字以上の階が使用可能	避難場所
▲	水位計
■	カメラ画像
◎	市役所、区役所、支所、出張所
⊕	消防署、出張所
■	家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流) 河川の氾濫が発生した場合に、標準的な木造家屋の流出等の危険性がある区域の目安を示すものです。
■	河川が侵食された場合に、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものです。
◇	アンダーパス 立体交差で覆り下り下式になっている道路のことです。
---	市 境
---	区 境

浸水深の目安	
~20.0m	浸水深
~10.0m	浸水深
5.0m(2階水没)	浸水深
3.0m(2階床下)	浸水深
0.5m(大人の膝)	浸水深

1:20,000
 0 500 1000 1500 2000m

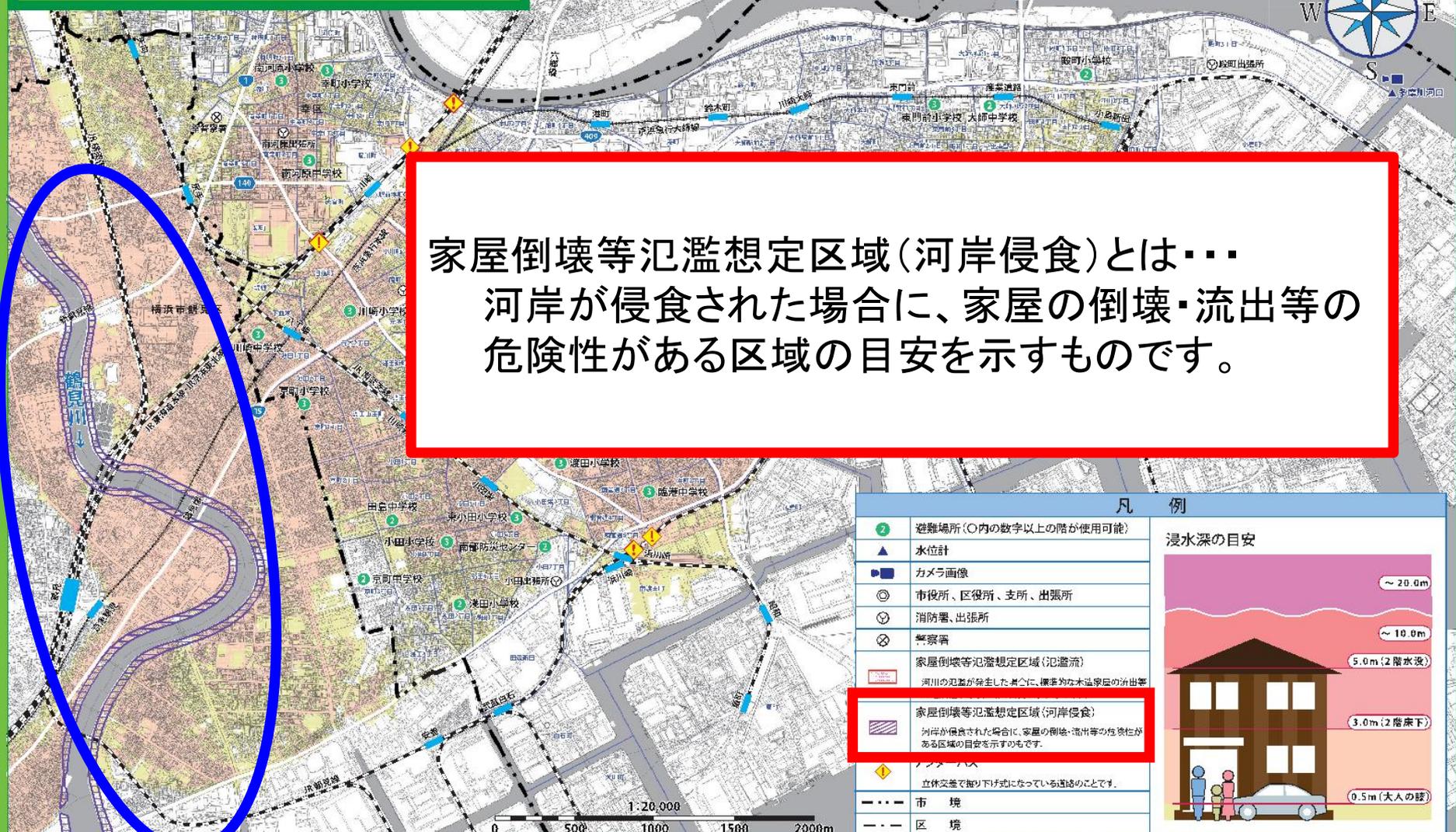
家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)

洪水浸水想定区域(鶴見川水系)

洪水浸水想定区域とは、河川が氾濫した場合に、浸水が想定される範囲、深さを示したものです。

想定雨量 792mm (2日間)

川崎区



家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)とは・・・
 河岸が侵食された場合に、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものです。

凡 例	
②	避難場所(○内の数字以上の階が使用可能)
▲	水位計
📷	カメラ画像
🏛️	市役所、区役所、支所、出張所
🚒	消防署、出張所
🚓	警察署
🏠	家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流) 河川の氾濫が発生した場合に、標準的な木造家屋の流出等
🏠 (with red hatched pattern)	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食) 河岸が侵食された場合に、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものです。
🚧	立体交差で掘り下げ式になっている道路のことです。
---	市 境
---	区 境

浸水深の目安	
🏠 (with pink roof)	~ 20.0m
🏠 (with red roof)	~ 10.0m
🏠 (with brown roof)	5.0m (2階水没)
🏠 (with brown roof)	3.0m (2階床下)
🏠 (with brown roof)	0.5m (大人の膝)

ハザードマップを確認するには

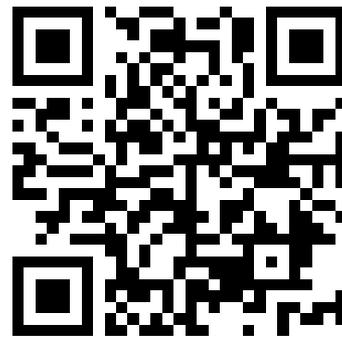
○ ガイドマップかわさき

川崎市が作成したインターネット上のマップ。
防災だけでなく様々な情報を見ることができる。

ガイドマップかわさき で検索！



PC版



スマホ版



河川の氾濫から身を守るために

**自宅の危険性を正しく理解し、
適切な避難行動をとることが重要です！**

① 情報の意味を知っておきましょう

⇒ 大雨警報？ 避難判断水位？ 避難指示？ …

② 正しい情報を入手しましょう

⇒ メールニュースかわさき？ 緊急速報メール？ …

③ 施設や訪問先の状況に応じた避難行動を考えておきましょう

⇒ 施設の中？ 他の施設？ …

避難情報の変更

令和3年5月20日から

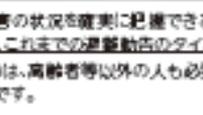


警戒レベル

4

ひなんしじ
避難指示で必ず避難

ひなんかんこく
避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5		せんせうあんぜんかくご 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を察知したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4		ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3		こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2		大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1		早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じて普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。  
これからは、  
警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。

避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。

# 地震と風水害との大きな違い

## 風水害は事前に危険 が予測できる

地震はある日突然に起きる。

風水害は事前に予測できる可能性がある。

# 情報の入手は自分に合った方法で



メール



ツイッター

アプリ



ホームページ



地デジ (TVK)  
ケーブルテレビ



かわさきFM



防災行政無線



防災テレホンサービス

0120-910-174

(県内固定電話用 / 無料)

044-245-8870

(携帯用 / 有料)

# 洪水からの避難行動の考え方

自宅が浸水想定区域内にある。

いいえ

屋内待機  
むやみな外出は  
控えましょう。



はい

自宅が家屋倒壊等氾濫想定区域  
(河岸侵食)^{※2}内にある。

はい

いいえ

自宅が家屋倒壊等氾濫想定区域  
(氾濫流)^{※3}内にある木造建築である。

はい



立ち退き避難 洪水が発生した場合、自宅  
に留まることは危険です。近隣の安全な場  
所や堅牢な建物へ移動しましょう。

いいえ

浸水の深さが建物の最上階の  
床の高さを上回る。

はい

いいえ

浸水が長時間(3日間以上)継続する  
地域に住んでいる。

いいえ

垂直避難  
洪水が起きても、  
自宅の上階に移動  
すれば浸水を免  
れることができます。



はい

(1週間分程度の備蓄をしましょう)

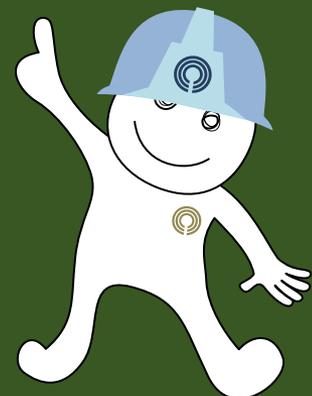


※2. 家屋倒壊等氾濫想定区域  
(河岸侵食)とは  
河岸が侵食された場合に、家屋の流  
失・倒壊等の危険性がある区域の目  
安を示すものです。



※3. 家屋倒壊等氾濫想定区域  
(氾濫流)とは  
河川の氾濫が発生した場合に、標  
準的な木造家屋の流失・倒壊等の  
危険性がある区域の目安を示すも  
のです。

# 土砂災害のリスク



## がけ崩れ

雨や地震などの  
影響により、  
急激に斜面が  
崩れ落ちること



資料提供  
NPO法人土砂災害防止広報センター

合計750カ所以上の危険区域がある

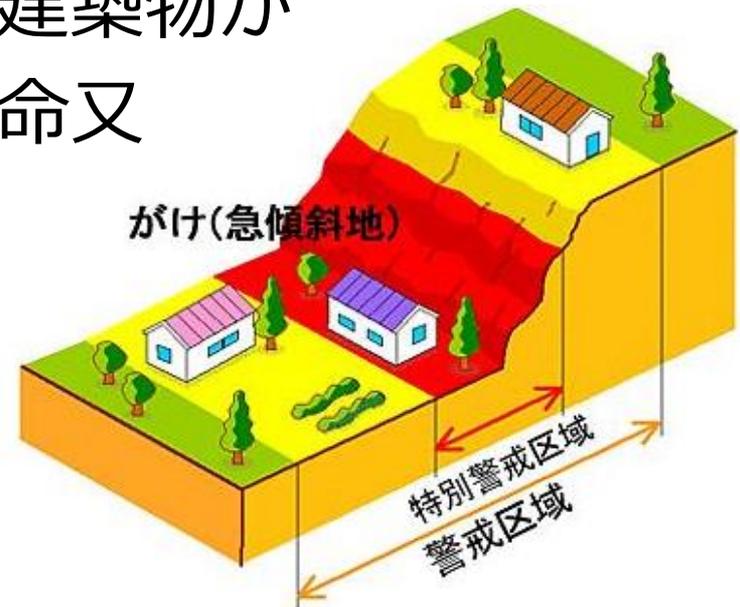
# 土砂災害特別警戒区域とは



# 土砂災害**特別**警戒区域とは

急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域

～土砂災害防止法施行令第三条より～



… つまり土砂崩れで家が崩壊する危険性が高い地域のこと

※多摩区で指定があります。詳しくはハザードマップをご覧ください

# がけ崩れの危険を知る

**がけ崩れは大雨の時に  
起きるとは限らない。**

- ① 小雨でも、何日も降り続けば、がけ崩れ発生の危険は高まる。
- ② 地中の水分量が危険な値に達したときに土砂災害警戒情報が発表される。

# 土砂災害からの避難行動の考え方

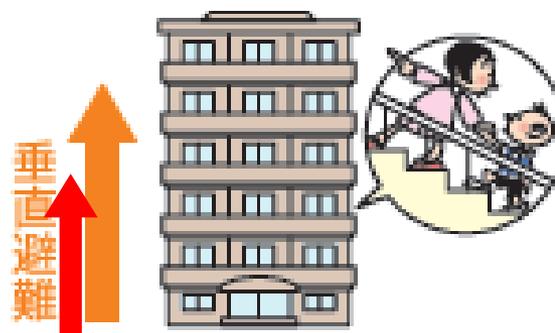
## ● 安全な場所への移動

避難所や高台、土砂災害警戒区域の外の知人の家などに移動します。



## ● 近隣の高い建物等への移動

安全な場所への移動が難しいときは、近くの頑丈な建物の2階以上や、高い建物のなるべく上階に移動します。



## ● 屋内の安全な場所への避難

屋外への避難がかえって危険なときは、崖とは反対側で、なるべく高い階の部屋などに避難します。



# お知らせ

国災害時情報共有システム及び川崎市害時情報共有システム（E-Welfiss）について

# 国災害時情報共有システムの概要

- **報告対象は指定サービスを実施する全施設・事業所**
- **災害発生時**に、事業所の被災状況を事業所と自治体、国（厚生労働省）の間で**情報共有**するためのシステム
- 国を通じて被災状況の報告を求められた際に、事業所の**パソコン**やスタッフの**スマートフォン**を使って、事業所の**被害状況を的確に、簡単に知らせる**ことができる
- 自治体・国では、事業所から報告された**被災状況**を速やかに確認・把握した上で、**必要な支援につないでいく**

# 国災害時情報共有システムの利用の流れ

## 災害時の利用の流れ

災害発生！

①都道府県（政令市・中核市）あてに被災状況の報告を要請

②都道府県（政令市・中核市）に所在する事業所あてに被災状況の報告を依頼

厚生労働省

地方自治体

【このシステムでは】

- ・事業所の皆さんはスマートフォンやパソコンで簡単に報告できます
- ・被災状況が的確に自治体に伝わります
- ・自治体では集計、報告等の負担が軽減されます

④被害の変化に応じて、一度報告した内容を手軽に何度でも更新できます！

障害福祉施設・児童福祉施設など



アクセスの際にID、PWは不要

③メールに添付されたURLをクリックし、報告画面から登録します

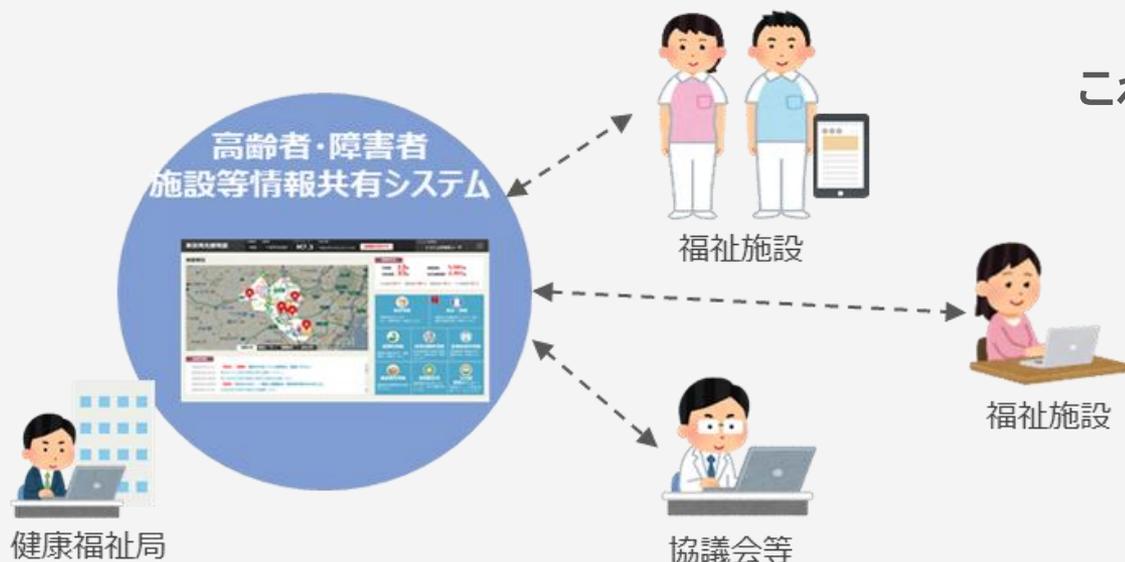
# 川崎市高齢者・障害者施設情報共有システム(E-WELFISS)の概要

## ＜システムの対象は、施設系サービス(短期入所含む)＞

※GHについては時期未定ながら今後対象とする予定

川崎市高齢者・障害者施設情報共有システム(E-WELFISS)は、災害発生時における

- ・ 高齢者・障害者施設等の被災状況、備蓄物資等の適切な状況把握
- ・ 本市と協定締結した二次避難所の開設状況、受入れ可能人数等の把握
- ・ 各施設間および関係団体との円滑な情報共有



これらを目的に構築するものです。

- ・ 国システム同様、パソコン・スマートフォン等からのアクセスが可能
- ・ 現在は暫定リリースしており、正式版は令和4年4月リリース予定

# E-WELFISSの運用イメージ

川崎市健康福祉局



- ・一斉連絡
- ・支援要請に応じた支援
- ・施設備蓄状況の把握
- ・国・県への報告
- ・システム管理

など



指示・連絡

指示・連絡

- ・被害状況の報告
- ・支援要請の有無
- ・備蓄状況の報告
- ・関係各所との連絡
- ・二次避難所参集状況 など

社会福祉施設様



指示・連絡

- ・関係各所との連絡、調整
- ・被害状況の報告 など



指示・連絡



関係団体様